



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 7 月 23 日（木曜日） 第 731 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 公金の収納に関する事務の委託……………（こども家庭課） 1
- 保安林の指定予定……………（自然環境課） 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意……………（水産政策課） 1
- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 2

頁

- 道路の供用の開始（3 件）……………（道路保全課） 2
- 道路の占用を制限する区域の指定……………（ ） 2

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（4 件）……………（団体指導検査課） 3

教育委員会告示

- 令和 9 年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 3

告 示

宮崎県告示第 540号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行	宮崎市橋通東四丁目 3 番 5 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
母子父子寡婦福祉資金償還金及び違約金

- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 541号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町賛波字大谷 2083－2、2083－3、2084－2、2087－1、2087－3、2089－1 から 2089－4 まで、2090－1、2090－2、2091－1、2091－2
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 542号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 8 年 6 月 19 日
発起人の住所及び氏名	都農町 橋本 剛 都農町 大橋 鉄也
加 入 区 の 名 称	都農町加入区
区 域	都農町漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して 漁業を行うもの及び総トン数10トン以上 の漁船を使用して主にまぐろはえ縄 漁業を行うもの

宮崎県告示第 543号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町花見字栗 野3139番 1 地先から同 市同町花見 同字3119番 3 地先まで	旧	11.2～ 16.1	20.8
				新	11.2～ 34.8	20.8

宮崎県告示第 544号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
46	県道	高城山 田線	都城市下水 流町 421番 1 地先から 同市同町 3	令和 8 年 7 月 23 日

			78番 8 地先 まで	
--	--	--	----------------	--

宮崎県告示第 545号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字杉 谷 453番 12地先から 同市同町板 下同字 4 40番 1 地先 まで	令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県告示第 546号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町花見字栗 野3139番 1 地先から同 市同町花見 同字3119番 3 地先まで	令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県告示第 547号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高城山田線	都城市下水流町 421番 1 地先から同市同町 378番 8 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 8 月 7 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）から令和 8 年 6 月 16 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、巣立土地改良区（都城市）から令和 8 年 6 月 16 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、今町土地改良区（都城市）から令和 8 年 6 月 16 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、森田土地改良区（都城市）から令和 8 年 6 月 16 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 5 号

令和 9 年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和 8 年 7 月 23 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

令和 9 年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集定員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 35 人（男子 17 人～18 人、女子 17 人～18 人）
(2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 70 人
(3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 35 人

2 応募資格

令和 9 年 3 月に小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者及び義務教育学校（前期課程）修了見込みの者のうち、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することが確実で、宮崎県教育委員会が事前に出願を許可した者
(2) 当該学校における教育課程の履修等、学校生活に適切に意欲のある者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和 9 年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

4 入学者の選抜

(1) 選抜方法

- ① 選抜は以下の適性検査、面接及び調査書を資料とし、総合的に判定して行う。

ア 適性検査Ⅰ

問題解決能力、思考力、判断力など、小学校の教育課程に基づく日常の学習により身に付けた総合的な力をみる内容。

イ 適性検査Ⅱ

各学校の特色を生かした検査内容で実施する。

【五ヶ瀬中等教育学校】

資料を読み解く力に加えて、グループ活動を通して社会性や協調性をみる内容。

【宮崎西高附属中学校・都城泉ヶ丘高附属中学校】

問題解決能力、思考力、判断力など、小学校の教育課程に基づく日常の学習により身に付けた、より発展的な力をみる内容。

ウ 面接

集団面接（五ヶ瀬中等教育学校の面接には、英語によるあいさつなどのやりとりや簡単な質問が含まれる。）

- ② 検査当日に、病気その他やむを得ない事情によって、検査場及び別室での受検が困難である場合に対応するため、選抜追検査を実施する。

(2) 日程

- ① 選抜検査 令和 9 年 1 月 9 日（土）
② 選抜追検査 令和 9 年 1 月 16 日（土）
③ 選抜の結果通知の投函 令和 9 年 1 月 21 日（木）

(3) 会場

- ① 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
宮崎県教育研修センター
（宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 729）
電話番号 0985（24）3122
② 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校
宮崎県立宮崎西高等学校
（宮崎市大塚町柳ヶ迫 3975 番地 2）
電話番号 0985（48）1021

- ③ 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校
宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校
（都城市妻ヶ丘町27街区15号）
電話番号 0986（23）0223

5 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、
宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等
学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目
に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。